

別表6

(単位:千円、1事業所当たり)

1 対象事業所・施設(※1, 2, 3)		2 基準単価	3 単位	4 補助対象経費	5 助成の額
通所介護事業所 (※4)	通常規模型	537	事業所	(1)緊急時の介護人材確保に係る費用 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(代替サービス提供期間の分に限る。) ①緊急雇用にかかる費用 ②割増賃金・手当 ③職業紹介料 ④損害賠償保険の加入費用	・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所に(1)と(2)両方を補助することができる。
	大規模型(Ⅰ)	684	事業所		
	大規模型(Ⅱ)	889	事業所		
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	事業所	(2)職場環境の復旧・環境整備に係る費用 通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ①代替場所の確保(使用料) ②ヘルパー同行指導への謝金 ③代替場所や利用者宅への旅費 ④訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ⑤通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所		
通所リハビリテーション事業所 (※4)	通常規模型	564	事業所		
	大規模型(Ⅰ)	710	事業所		
	大規模型(Ⅱ)	1,133	事業所		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所介護相当サービスは通所介護事業所(通常規模型)と、訪問介護相当サービスは訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

※4 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。